

健保ニュース

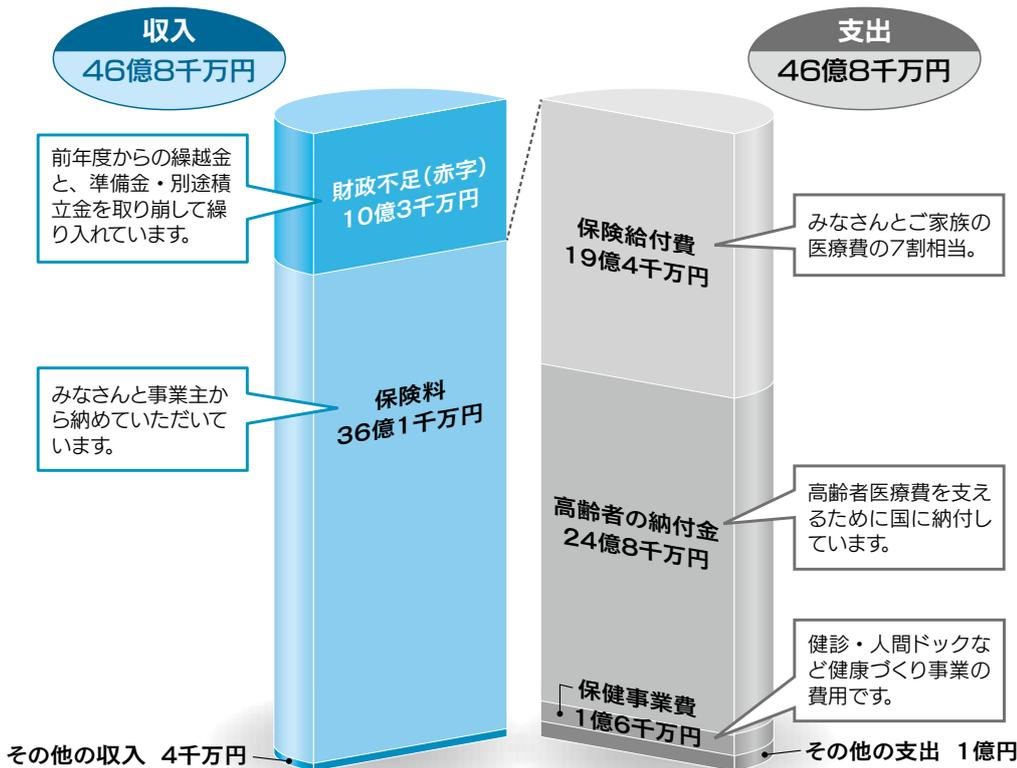
2016
MAY 5

平成 28 年度 予算のお知らせ

当組合の平成 28 年度予算と事業計画が、先日開催された第 127 回組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

平成 28 年度 収入支出予算の概要

<一般勘定>



予算算出の基礎数値 (一般勘定)

- 被保険者数 (年間平均) 8,600 人
〔男 7,800 人〕
〔女 800 人〕
- 平均標準報酬月額 312,000 円
〔男 320,000 円〕
〔女 180,000 円〕
- 平均年齢 41.13 歳
〔男 41.57 歳〕
〔女 36.88 歳〕
- 被扶養者数 8,429 人
- 扶養率 0.98 人

平成 28 年度 収入支出予算概要表

<介護勘定>

収入

科目	予算額
介護保険収入	454,268 (千円)
繰越金	6,308
雑収入	3
合計	460,579

支出

科目	予算額
介護納付金	459,000 (千円)
介護保険料還付金	30
積立金	1,549
合計	460,579

予算算出の基礎数値 (介護勘定)

- 第2号被保険者数 7,210 人
- 同上のうち被保険者数 5,170 人
- 平均標準報酬月額 330,000 円

●保険料率の変更

健康保険料率を 0.31%引き上げ、介護保険料率を 2%引き上げました。平成 28 年 3 月分の保険料 (4 月分給与より天引き) より適用されます。

(単位:%)

	平成 27 年度			平成 28 年度		
	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
健康保険料率	49.945	49.945	99.89	50.1	50.1	100.2
介護保険料率	8.75	8.75	17.5	9.75	9.75	19.5

平成28年
4月から

傷病手当金・出産手当金の 計算方法が変わりました

健康保険法の改正により、傷病手当金・出産手当金の計算方法が変わります。
平成28年4月からは、支給開始前1年間の給与をもとに計算された金額で支給されます。

平成28年3月31日までの支給金額

$$1 \text{ 日あたりの金額} \left[\text{休んだ日の標準報酬月額} \right] \div 30 \text{ 日} \times \frac{2}{3}$$



平成28年4月1日からの支給金額

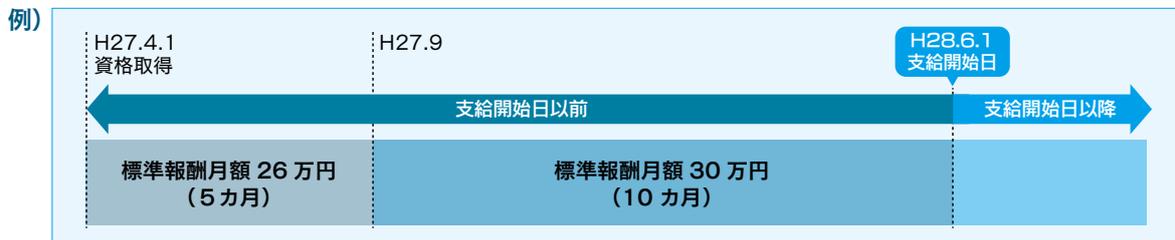
$$1 \text{ 日あたりの金額} \left[\text{支給開始日}^{\ast 1} \text{ 以前の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30 \text{ 日} \times \frac{2}{3}$$

※1 支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです。

●支給開始日以前の期間が12カ月に満たない場合

- 1) 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
 - 2) 当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額
- を比べて少ない方の額を使用して計算します。

●支給開始日以前に12カ月の標準報酬月額がある場合



- 支給開始日以前の12カ月 (H27.7 ~ H28.6) の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

$$(26 \text{ 万円} \times 2 \text{ ヵ月} + 30 \text{ 万円} \times 10 \text{ ヵ月}) \div 12 \text{ ヵ月} \div 30 \text{ 日} \times \frac{2}{3} = 6,520 \text{ 円}$$

※1 「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します。

※2 「 $\frac{2}{3}$ 」で計算した金額に小数点があれば小数点第1位を四捨五入します。

Q

平成28年4月より前から傷病手当金を受給していますが、4月から支給金額は変わりますか？

A

これまで傷病手当金を受給していた方も、平成28年4月1日支給分から、新しい計算方法で支給金額を計算しますので、変わる場合があります。

Q

傷病手当金を受給している最中に、別の傷病が発生しました。支給金額は変更されますか？

A

傷病手当金の受給中に、別の傷病によっても労務不能となった場合、それぞれの支給開始日より支給金額を計算し、金額の高い方を支給します。

傷病手当金とは？

傷病手当金の支給期間

支給開始日から1年6カ月の範囲で支給されます。

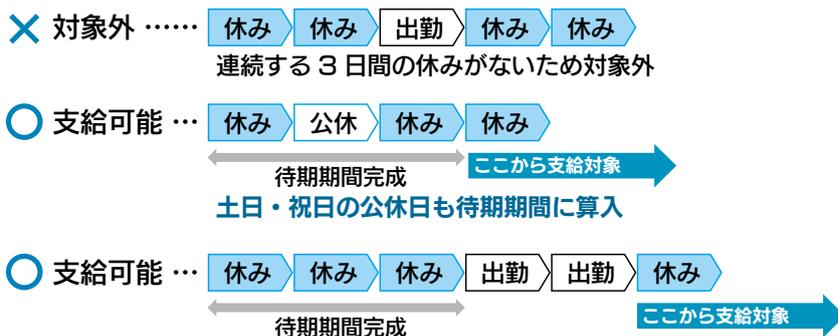


傷病手当金は、病気休業中の生活を保障するために設けられた制度です。健康保険組合の被保険者が業務外の病気やケガによる療養のため仕事を休み、給与を受けられないときに、申請により支給を受けることができます。

傷病手当金を受けるための条件

以下のすべてに該当したときに支給されます。

- 1 病気やケガの療養のため、働くことができないこと（労務不能）
業務外の病気やケガのための休業で、申請書に医師等の証明が必要です。
- 2 連続する3日（待期期間）を含み、4日以上仕事を休んでいること



- 3 給与の支払いがない、または支払額が傷病手当金より少ないこと
同一の疾病による障害厚生年金や障害手当金、老齢厚生年金等を受けている場合も調整対象となります。

出産手当金とは？

出産手当金の支給期間

出産日（出産予定日よりおくれた場合は出産予定日）以前42日（双子以上の場合98日）から、出産後56日までの期間、支給されます。



出産手当金は、傷病手当金と同様、出産前後における生活を保障するために設けられた制度です。健康保険組合の被保険者が出産のために仕事を休み、給与を受けられないときに、申請により支給を受けることができます。

出産手当金を受けるための条件

以下のすべてに該当したときに支給されます。

- 1 被保険者が出産した（する）こと
被扶養者は対象外です。
- 2 妊娠4カ月（85日）以上の出産であること
早産・死産（流産）・人工妊娠中絶も含まれます。
- 3 出産のため仕事を休み、給与（報酬）の支払いがない、または、その支払額が出産手当金より少ないこと

メモ

傷病手当金と出産手当金の関係

平成28年3月までは出産手当金を支給する場合、その期間については傷病手当金を支給しないことになっていましたが、平成28年4月から、傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額を支給するようになります。